

# 「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方（素案） 及び同基金の活用方針（素案）」に関する意見の パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和4年11月25日（金）～令和4年12月27日（火）

2 意見の件数 42件

3 意見提出者数 3人

## 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	2人	0人

## 5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	条例改正の考え方（素案）に関する意見	8件
2	基金の活用方針（素案）に関する意見	3件
3	緑地の取得に関する意見	7件
4	緑地の整備及び維持管理に関する意見	2件
5	緑地の調査に関する意見	3件
6	パブリックコメント全般に関する意見	14件
7	その他の意見	5件
		合計
		42件

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 都市部 景観みどり課 みどり担当  
0467-82-1111（内線 2331）  
e-mail:keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市の考え方)

### ■条例改正の考え方(素案)に関する意見(8件)

#### (意見1)

緑のまちづくり基金条例の名前は、変更しないのですか?「緑」は、茅ヶ崎市は「みどり」に統一するのかと思っていました。

#### (意見2)

緑のまちづくり基金条例の改正について

2017年に「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」を設定しました。「緑」を「みどり」という茅ヶ崎市特有の概念に、わざわざ合わせ、変更しました。まちづくり基金だけ「緑」を使うのは、大変疑問です。その理由を教えてください。

#### (市の考え方)

今回の緑のまちづくり基金条例の一部改正につきましては、緑地の保全を推進するため、緑地の整備や維持管理という施設整備だけではなく、緑地の保全に関する調査等に活用できるようにするものです。その目的に向け、必要となる条例改正の内容が条例第5条の一部改正を行うものであり、条例の名称変更を伴うものではないと考えます。

#### (意見3)

条例の改正をする動機が、いろいろ記載していますが、本音を言えば、一般予算が付きにくい自然環境評価調査はもちろん、緑地の保全・管理にかかる費用も自分たちが必要だと考える時には、取り崩しができるようにと安易に考えて提案しているとしたか、思えません。

これで議会が納得することがないように、議員もしっかり読み込んで、改正をするかどうかを判断してほしいと願うばかりです。

#### (意見4)

「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例」は、第5条だけを変更するということが、  
「本旨に存する緑地を市民共有の財産として保全するため」に基金を取り崩すことができるならば、どんなことにも活用できます。

緑地の取得及び維持管理以外の事業(調査に関する事業)にも基金を充てることができるという点を可能にしたいだけで変更することには反対です。

(意見5)

緑のまちづくり基金条例の一部(活用について)を改正する必要はないと考えます。その理由として、変更の考え方は「公園の日常の整備以外 緑に関することすべてに活用できるように読めます。緑基金の目的は「開発行為等により年々減少する市内の緑地を、市が取得する必要があると判断した場合、その原資にあてることを主な目的として」制定されたもので、今回の改正はその目的にまったく一致しなくなるためです。

(市の考え方)

今回の緑のまちづくり基金条例の改正により、自然環境評価調査に限らず、みどり行政を推進するうえで基礎となる重要な調査及び研究に係る事業に基金を活用できるようになります。

ご指摘のとおり、緑地の保全、管理に係る費用全般に活用できる余地も生じますが、「本市に存する緑地を市民共有の財産として保全する」という基金の設置目的のもと、あわせて、同基金の活用方針を定め、適切な基金の活用を図るものです。

(意見6)

当(改正)条例を添付できなかつたでしょうか。

(意見7)

条例改正の考え方(素案) 改正方向性(改正案)(目的規定型)(処分)では第5条記入ありませんが今後どうなるのか。改正条例案も添付の必要があると思う。

(意見8)

(最終的な文言表現...は法制部局と調整します)とあるが、調整後素案として掲載できなかつたでしょうか。また(処分)の文言についても十分検討して下さい。

(市の考え方)

本市における条例策定や改正における手続きにおいては、関係各部局長で構成された例規審査会で、市の考え方や法的な表現や解釈等を整理し、承認を受けたものを条例(案)として、議会に提案し、議決を受ける流れとなっています。

そのため、条例(案)の段階でパブリックコメントを実施しても、いただいた市民の方々の意見を反映させることが難しいと考えます。

そのため、自治基本条例及び市民参加条例に規定されている市民参加の推進を図るため、法的な表現等が整理される前の段階である条例策定の基本的な考え方(素案)などの段階で、パブリックコメントの実施等、市民参加の機会を設けているものです。

## ■基金の活用方針（素案）に関する意見（3件）

### （意見9）

活用方針(素案)は、今までその時々で都合が良いように変更されて使われてきており、その場合には市民に対して何らのきまりも示されなかった。今回も方針を出すけれど、また変わるということで、何が変わったのかさえ、理解しにくい。

### （意見10）

緑地を取得するにあたり、基金は補助的なものと念頭において活用を図るということですが、それでは今までと同じように、どの緑地も保全することができないのではないかと思います。特に市街地の緑地は莫大な予算がかかるので、必要だとしても基金では今のままでは足りない状況だとしても一般予算が付く可能性はないと考えます。基金への積み立てを今のような金額では無理でしょう。市民共有の財産である緑地をこれまでにどんなに消失してきたか、認識をして考え方を改めるべきだと思います。

### （意見11）

緑基金の現状 当初H4～H8年15億6600万円 H21年1億6200万円と金額も多く土地も取得 市街地緑地を取得し、その後、清水谷戸・赤羽根周辺の一部取得で1300万～900万程度擁壁工事（清水谷地内）900万と小額（低額）になっている。当基金の目的は失われていないか。であるなら当基金は存続する必要があるのか。それともどう充実するか計画する必要はないか

### （市の考え方）

緑のまちづくり基金の設立当初は、開発行為等により年々減少する市内の緑地を、市が取得する必要があると判断した場合、その原資に充てることを主な目的としています。パブリックコメント参考資料2に示したように、基金の活用方針については、これまで、市街地の緑地取得を想定していたにも関わらず、北部地区の緑地を優先的に取得するなど基金の活用方針について、一定の方向性がまとまっていなかったこともあり、今後におけるみどりの保全の推進を図るため、基金の活用に関する一定の考え方をまとめるものです。

## ■緑地の取得に関する意見（7件）

### （意見12）

今マンション（大型）建ち人口増（茅ヶ崎市）のなか当基金をはじめ保存樹林をどうするか 一般樹木（戦前からある松）等みどりどう保全するかの中から考えて欲しい

(意見13)

市街化区域のみどりどう保全し増やすかを計画のうえすすめて欲しい(その計画や状況情報提供して欲しい)。

(市の考え方)

市街化区域の緑地の取得に関しては、その緑地が有する「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災・減災機能」、「景観形成機能」の4つの機能面を総合的に判断し、関係課かいからの意見聴取やみどり審議会等の意見を聴いたうえで、市議会へ諮るものとしします。

現段階において、基金を活用して取得する具体的な事例としては、「保存樹林」や「市民緑地」を公園・緑地等の公共空地として利用できるかと判断した場合などを想定しています。

(意見14)

基金の設立当時の考え方を引き継ぎ、良好な自然環境を形成している緑地の取得費に充てるとしてして、緑地が有する機能を総合的に判断するとしています。具体的な話になると、「保存樹林」と「市民緑地」が公園や緑地の公共空間として利活用できると市が判断すると記載があります。

そもそも、これまで残してほしいと市民が要望していた市街地の保存樹林は尽く消滅しています。残っている保存樹林の中で機能が評価されるものがあるのかと考えてしまうほどに情けない現状です。

また、市民緑地はみどりの基本条例ができてから一つも指定されていません。どの保存樹林を念頭においているのか、理解に苦しみます。その場しのぎで、保存してほしいと地域の住民が要望しても、特に重要な自然環境ではないからと、香川公民館の雑木林のような判断をする行政を信じることはできません。

(意見15)

緑地が有する機能を総合的に判断すると記載がありますが、この判断をするために調査活動、特に(3)で自然環境評価調査が該当すると記載があります。でも、この調査は、自然環境の重要性に特化して調査されており、その場所が、レクリエーション、防災・減災、景観形成などの評価はしていません。表1の機能を誰がどのように評価し、どんな評価だったら買取りすることができるのか、明確な基準を示してください。

(意見16)

取得に向けた意思決定ですが、どこかの課が要請をしなくては始まらないと記載があります。今までも保存樹林で取得が難しかったのは、すでに売買の話が進んでしまっていることでした。保存樹林の指定解除の時にはすでに地権者は売買を決定していて、それからここが地域住民にとって必要かどうか、検討しても遅いこととなります。

景観みどり課が早い時期で意思を地権者に申し出てくれるようにするから大丈夫とされると言われると思いますが、それでは遅いのです。保存樹林の中でここなら茅ヶ崎市民にとって必要だと思う指定地には、早めに交渉をするなどの計画が必要だと考えます。もう少し場当たりのでない仕事をしてほしいと考えます。

(意見17)

緑のまちづくり基金条例の一部(活用について)を改正する必要はないと考えます。その理由として、市街地のまとまりのある緑地と特緑の買い取りをしなければならなくなってきたときにどちらを優先するのか、相変わらず、わからない。今までと同じ。

(市の考え方)

市街化区域の緑地取得に関しては、その緑地が有する「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災・減災機能」、「景観形成機能」の4つの機能面を、総合的に判断し、関係課かいからの意見聴取やみどり審議会等の意見を聴いたうえで、市議会へ諮るものとします。

また、緑地が有する機能について、表1に示した機能面のそれぞれの観点にどのように該当するかなどを、具体的、客観的な数値等として明確にすることは難しいと考えます。

そもそも、市街化区域の緑地の多くは私有地であり、個人の財産権に基づき、維持管理等がされています。そうした中、保存樹林の所有者に対し、現地調査や更新手続き等の際に、保存樹林継続等に向けた協議などを実施しています。今回の緑のまちづくり基金の活用方針(素案)については、そうした緑地を取得する際の緑地の評価に対する考え方をまとめたものです。

なお、パブリックコメント参考資料1の項番2「森林環境譲与税及び森林環境譲与基金について」で、森林環境譲与税の用途について記載しており、本市では特別緑地保全地区及び重要な自然環境が残された地域等の森林の維持管理に活用し、残額を森林環境譲与税基金に積み立て、特別緑地保全地区内の用地取得及び維持管理に活用する予定としています。

(意見18)

緑のまちづくり基金条例の一部(活用について)を改正する必要はないと考えます。その理由として、2019年に「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」が策定されています。緑基金の基準に「生物多様性」という視点が全くない。景観みどり課には緑基金を活用して「生物多様性」が豊かな場所を保全していく責務があると思います。

(市の考え方)

生物多様性の視点につきましては、緑のまちづくり基金の活用方針(素案)におい

て、良好な自然環境を形成している緑地の取得に向けた4つの機能面のうち、「環境保全機能」に含まれています。

■緑地の整備及び維持管理に関する意見（2件）

（意見19）

緑地の維持管理費として施設整備費用の初期投資の記載があります。これも一般財源であるべきものです。特に予算をかけないで工夫する施設やベンチ・門・柵等は、国産森林材の活用する森林環境譲与税でも出すことができます。

特別緑地保全地区内の施設整備についても、多様性のある自然環境の保全を第一に考えれば、ここで具体的に上がられている施設のほとんどは必要がないと思います。土砂崩壊防止施設などは、危険地区であった場合は他の予算が当てられるのではないのでしょうか。

（意見20）

特別緑地保全地区赤羽根十三区のような自然環境の保全と少しも関係がなく、利活用されていない施設を多額の基金を取り崩して出すことには反対です。

これらの予算にどのように基金が使われるのかの歯止めをかける部署が見つかりません。みどり審議会や環境審議会、自然環境庁内会議で十分に検討して基金を当てるという文言もありませんので。

（市の考え方）

緑地の整備及び維持管理につきましては、これまでの取得した緑地の維持管理に充てることができたものを、「市民緑地」や「保存樹林」といった民有地でも、新たに緑地や公園等の公共空地として整備する際の園路やベンチなどの施設整備の初期投資に活用できるようにするものです。そのため、日常的な維持管理行為に活用することは想定しておりません。

財源につきましては、一般財源に限ることなく、同基金の活用のほか社会資本整備総合交付金など国県の交付金・補助金制度の活用など様々な財源の活用を図ります。

また、緑のまちづくり基金の活用方針（素案）に記載している具体的な施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金の交付要綱に記載されている施設整備であり、特別緑地保全地区内において、これらを必ず整備するというものではありません。

なお、民有地でも、新たに緑地や公園等の公共空地としての整備に基金を活用できる旨を明確にするため、基金の活用方針（素案）「（2）緑地の整備及び維持管理について」を次のように修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
(2) 緑地の整備及び維持管理について	(2) 緑地の整備及び維持管理について

<p>基金を設立した当時の考え方を引き継ぎ、緑地の維持管理費に充てるものとします。また、「市民緑地」や「保存樹林」といった民有地を、緑地・公園等の公共空地として新たに整備する際の施設整備が必要になったときの初期投資などが考えられます。略</p>	<p>基金を設立した当時の考え方を引き継ぎ、緑地の維持管理費に充てるものとします。また、「市民緑地」や「保存樹林」_____を、緑地・公園等の公共空地として_____整備する際の施設整備が必要になったときの初期投資などが考えられます。略</p>
--	--

■緑地の調査に関する意見（3件）

（意見21）

「市内の生物多様性の状況や緑地の調査のための事業に充てることができる」と記載があります。その具体的な想定が、自然環境評価調査だとしていますが、この調査は市民がボランティアで調査を長年行ってきたものです。これは、茅ヶ崎市で自然環境の重要な場所を必ず保全するからとの市民との約束だったからです。

そのために市内で生物多様性があるコアな地域の調査を市民は続けてきましたが、そのコアな地域を守ることができない茅ヶ崎市の施策の進め方は、全く信じるできません。

特に、今回破壊された行谷や方向性も出せない相模川などはもちろん、あちこちに残る在来種の植物等の保全対策も場当たりの、今後に期待が持てません。自然環境評価調査がそんなに大事ならば、一般予算で重要な施策として予算を獲得すればよいと考えます。その調査結果は、自然環境の保全・生物多様性の保全に生かすために、生物多様性のガイドラインを作成し、どのように保全をしていくのかまで、具体的にみどりの基本条例やみどりの基本計画に落とし込む必要があると思います。

それもないままで、今回条例だけを改正して、簡単に調査に使えるだけを考えている担当課がすごいと思います。

（意見22）

緑のまちづくり基金条例の一部（活用について）を改正する必要はないと考えます。その理由として、関係各課が緑基金の活用を要請して、景観みどり課が優先順位を決められるのか、今までも自然環境に配慮できていないのに、今後景観みどり課ができると思えない。

例えば 大曲橋の「カップ徳利公園」。2017年の自然環境評価調査事業で「生態系ネットワークとして重要な地点」と明記されました。ところが防災公園になり、その設置の会議にも景観みどり課は参加しておらず、最後になって意見を述べた、と聞いています。自然環境庁内会議は機能していないし、景観みどり課はアンテナはってないし。同じことの繰り返し。今回の改正が通り、条例に明記されれば、さらに自然環境が保全されることはないと思えます。

(意見23)

緑のまちづくり基金条例の一部(活用について)を改正する必要はないと考えます。その理由として、自然環境評価調査にも緑基金を活用すると素案にありますが、そもそもこの自然環境評価調査の結果が 市内の中で重要なことと位置づけられていないと思います。

清水谷、柳谷、赤羽根十三区、長谷、行谷、柳島、平太夫新田+城之腰、汐見台と調査していますが、自然環境は守られ豊かになったのでしょうか?レッドデータにある動植物の生息環境はよくなっていますか?レッドデータの種は増えましたか?検証の必要があると思います。

赤羽根十三区の管理用道路、保全に活用すると言われましたが、緑基金を活用するという説明は当時ありませんでした。現在の道路を保全活動には使っていません。無駄な3300万でした。当該地も買い取りしていますが、現在放置状態。今後の在り方は検討する、と部長が議会で言われていました、どうなったのか、これも調査員は全く知らされていません。

行谷の西側に小出川の遊水地ができます。行谷の中でも自然環境が豊かで評価の高い場所でした。対策として 指標種を別の場所に移植しているようですが、その管理もできていません。調査員には知らされていません。

長谷は大学の予定地で草地環境の希少種をどこかに移植したようですが、景観みどり課だけで処理して、評価調査事業に参加した調査員もその場所や現状を知ることがありません。

相模川の平太夫新田は市の専用地域を市民団体が保全活動をしていますが、それ以外の場所については 計画すらありません。

自然環境評価調査事業費も緑基金で充てることになるようですが、現在でさえ、上記のような状態で、緑地の保全になっていません。調査員もないがしろ。自然環境保全の施策の立案・実施に活用できていません。この事業は社会教育課の事業です。自然に親しむことが好きな市民を増やすにはいいかもしれません。しかし 緑基金の目的を達する事業にはなっていない。

(市の考え方)

緑のまちづくり基金の活用方針(素案)において、良好な自然環境を形成している緑地を保全するにあたり、市内の自然環境の現状など必要な情報を収集するための調査活動に基金を活用できるものとします。

具体的には、平成15(2003)年から3回実施してきた自然環境評価調査への活用を想定しています。自然環境評価調査につきましては、都市化や土地利用の変化などによる自然環境の変化をとらえ、自然環境保全に関する客観的な「ものさし」となる指標種の生息状況等を調査・検証することにより、今後の自然環境保全に向けた施策の立案、実施の基礎資料とするため実施するものです。

調査結果につきましては、特別緑地保全地区の区域指定の参考やみどりの基本計画「生物多様性ちがさき戦略」の策定にも活用しています。

■パブリックコメント全般に関する意見（14件）

（意見24）

今回のパブコメ全体について、全体に説明文が分かりにくく、緑のまちづくり基金条例を以前から知っている人でも、どこがどのように明確に変更になるのか、理解しにくい。

（意見25）

パブコメ素案資料は全体（全部）をホチキス等で閉じてないのはどうしてですか？（クリップ留）（今実施中の……し尿処理広域方針（素案）ではホチキス留 ほとんどのパブコメがホチキス留と思う

（市の考え方）

「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方（素案）及び同基金の活用方針（素案）」の内容をわかりやすく提示するため、これまでの経緯や根拠等を記載した「参考資料」を添付させていただきましたが、あくまでも今回のパブリックコメントでご意見をいただきたいのは（素案）の部分になりますので、「参考資料」と分ける形で配布（クリップ留め）させていただいたものです。

（意見26）

最後に、このパブコメは「実施中のパブコメ」という一覧には記載がなく、欄外に記載がありました。一覧になっているパブコメに記載しないと、わからない人もいますので、書き方のルールは守ってください。

（市の考え方）

本案件のホームページ更新時の設定作業の誤りにより、12月24日（土）から25日（日）にかけ、市ホームページ「実施中のパブリックコメント」における予告及び実施中のパブリックコメント一覧に掲載されず、同ページの別の場所に表示されておりました。12月26日午前中には、適正な表示となるよう対応いたしました。ご指摘ありがとうございました。

（意見27）

パブコメ（意見募集）のPR（情報）（公報）をもっと十二分に行って欲しい

（意見28）

少し応募昔（者）が多いパブコメは関心・関係ある団体等の働きかけがあったと思うがそれも悪くはないが市が広く多くの市民によびかけた結果であって欲しい

(意見29)

パブコメの説明会等開催して欲しい

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした市の基本的な政策等に対して、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちちから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

なお、本パブリックコメントにおいては、景観みどり課所管のSNSのほか、地域情報誌での情報発信を実施しております。

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、みどり審議会における審議や市民アンケートを実施し、市民の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。

今後とも、計画策定等の際には、パブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

(意見30)

公報記事は3件のパブコメを一つの記事のように、また小さく掲載非常に分かりにくい

(市の考え方)

市広報紙については、市が行う様々なイベント等の記事との兼ね合いもあるため、紙面の掲載方法はその時々により変わりますが、よりよい周知につながるよう努めます。

(意見31)

今年度のパブコメで回答の遅いもの、回答の延期応募用紙回収もれ(記入用紙)応募一件等々あったと思う

(市の考え方)

市民の皆様から頂いた御意見については、真摯に受け止め、多角的かつ総合的に検討し、素案に反映させるよう努めています。そのため、多数の御意見が提出された場合等においては、当初の結果公表時期等の予定を変更し、更なる検討を行うこと等も考えられるところです。

応募用紙回収もれに関しましては、今後このようなことがないように、パブリックコメント実施に係る意見用紙及び意見箱の取扱いに関する周知を行い、再発防止に努めております。

(意見32)

近年の経過でも R3年度(R2月1日~28日)・市民意見募集概ね賛成1件とは不十分 もっと市民に説明のうえ情報公開のうえすすめて欲しい

(意見33)

(13) 国・県との政策や法律の関係等説明(情報提供のうえすすめて欲しい)

(12) (13は前述した部分もあると思う)

※乱筆雑文等あると思うかよろしく

(意見34)

素案案件のポイント……みどり行政を取り巻く環境が大きく変化していることから基金を有効活用---等だけでは案件のポイントを(何)(なに)も言っていないに等しい たとえば 緑地の取得に充るときを削除し目的を推進するために変更するとか等々に書けなかったでしょうか

(意見35)

譲与税についての説明も必要ではないか。 たとえば予算定める積立金とか。

(意見36)

当基金で取得した土地の地番と地図とか等の説明も必要と思う

(意見37)

緑基金活用方針の検討過程---市民調査員市民団体・市みどり審議会・の会員名 調査員名 団体名等 可能な限り当パブコメ等で添付説明して欲しいです

(市の考え方)

いただいたご意見に関しては、「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方(素案)及び同基金の活用方針(素案)」の内容をわかりやすく提示するため、これまでの経緯や根拠等を記載した「参考資料」に関するご意見と捉えております。

しかしながら、わかりやすい資料作成に向けたご意見として、今後の事業実施等における参考とさせていただきます。

■その他の意見(5件)